

事業者の一方的な思いで、 町民の権利と財産を簡単に渡すわけにはいかない！

～許可なく他人の土地を使用することで許可を得ることを許せますか？～

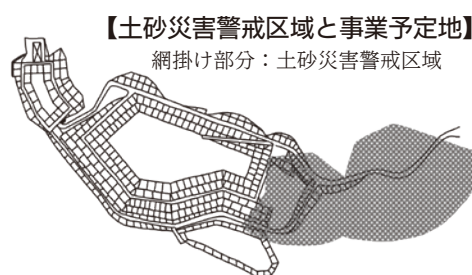
早来北進産業廃棄物最終処分場建設の問題について考える 5回目

事業者は、町有地の許可および承諾を得ていないというリスクを承知で申請し、許可を取得しており、住民の同意を得ていないという最大のリスクも同様である。また、これらのリスクを背負っていることを承知で、(株)リブロック（現DINS北海道株式会社）の売買に関して、売った側、買った側が事実的に存在する。

しかし、これまでの住民とのトラブルや住民の同意を得ようとするなどの問題を解決するような姿勢は、一向に見受けられない状況であります。そして、早来北進産業廃棄物最終処分場建設に伴う町有地の地上権および地役権の設定について、認めないことを改めて事業者に対して通知しました。

早来北進産業廃棄物最終処分場に関する普通河川占用許可申請について

この度、DINS北海道株式会社の普通河川北進2号川の河川占用許可申請に係る不許可処分書を送付しました。不許可とした経緯については、平成30年北海道胆振東部地震において激甚災害の指定を受け、守田および北進地区は震源地に近く被害も甚大。特に建設予定地までの道路交通網は危機的状況となり、隆起や陥没、道路が消失するなどの被害が発生し、将来的に震度6弱以上の地震が再び発生する可能性も拭えず、産業廃棄物処理施設および雨水等が埋立地の廃棄物層に浸透して発生する汚水を処理した水等を放流する施設や護岸に被害が発生した場合、周辺道路交通網の復旧に多大な時間を要したことなどを踏まえると産廃処理施設等の復旧に相当な時間を要し、公共用水域および地下水に甚大な被害をもたらす可能性が高く、河川環境の保全が達成できないためというのが1つ目の理由です。更に、地形図および縦断図を作成し、航空レーザ測量成果やオルソ航空写真画像データを基に縦横断面図や微地形図を作成した結果、丘陵地を覆っていた火山灰が崩壊し、斜面下へ移動したものが堆積物として現在も残っていることが判明しました。



また、平成30年北海道胆振東部地震と同程度の地震が発生した場合や局地的大雨などで土石流が発生した場合、造成された不安定な盛土が崩壊し、崩壊した土砂が防災調整池や直結する普通河川北進2号川にも土砂が流入し、流入した土砂により設置する占用物件が被害を受け、河道の閉塞や河道が変わってしまうなどの被害が発生します。これらにより、えん堤に被害が生じた場合に有害物質が流出し、公共用水域および地下水に甚大な被害をもたらす可能性が高く、安平町普通河川管理条例第1条の目的である河川環境の保全が達成できないというのが2つ目の理由となります。

早来北進産業廃棄物最終処分場に関する安平町の基本的な考え方

11月29日に北海道開発局室蘭開発建設部および胆振総合振興局に対する平成30年北海道胆振東部地震に関する3町合同要望において、産業廃棄物最終処分場設置許可について、許可手続き後に激甚災害が発生したという全国的に稀な事案であることを勘案いただき、震災の影響を考慮した上で本許可手続きの再考・見直しをしていただくよう新たに要望してきました。

①社会的責務

産業廃棄物処分等はどこかで担わなければならないものであると理解しており、町には約35年前より民間事業者による産業廃棄物最終処分場を受け入れている状況であることから既に社会的責務は果たしていると判断しています。これらのことから産業廃棄物最終処分場は、これ以上安平町には必要ないと考えています。

②住民の同意

北海道条例に基づく事前協議書および廃棄物処理法の許可申請書を安平町は同意できない旨を説明したにも関わらず強行的に提出し、施設設置許可を取得しています。また、それらの申請に関し、住民の同意を得ていない状況で提出をし、住民の意を軽視した行動ともとれるものです。町民、議会と多くの反対がある中このような産業廃棄物最終処分場建設に関して、断固反対の意を示してまいります。

この記事に関する問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940